

広島県教育委員会告示第五号

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年十二月二十六日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の一部を改正する告示

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和五十一年広島県教育委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「通信制課程」を「高等学校通信制課程」に改め、「（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）」及び「（ただし、学校教育法第四十五条第三項に規定する広域の通信制の課程を含む。）」を削る。

第二条中「第四十四条」を「第五十三条」に、「高等学校の定時制」を「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の定時制」に、「第四十五条」を「第五十四条第一項又は第二項」に改め、「通信制の課程」の下に「（同条第三項に規定する広域の通信制の課程を含む。）」を加える。

第三条第一号中「高等学校の定時制課程又は通信制課程」を「高等学校定時制課程又は高等学校通信制課程」に、「第四十五条第三項」を「第五十四条第三項」に、「広域の通信制課程」を「広域の通信制の課程」に改め、同条第五号中「通信制課程」を「高等学校通信制課程」に、「定時制課程」を「高等学校定時制課程」に改める。

定時制課程	一年生・一年次生 二年生・二年次生 三年生・三年次生 四年生・四年次生
通信制課程	一年次生 二年次生 三年次生 四年次生

第四条第二号の表中

を

高等学校定時制課程	一年生・一年次生 二年生・二年次生 三年生・三年次生 四年生・四年次生
高等学校通信制課程	一年次生 二年次生 三年次生 四年次生

に改める。

第十条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「定時制課程」を「高等学校定時制課程」に改め、同項第三号中「通信制課程」を「高等学校通信制課程」に、「定時制課程」を「高等学校定時制課程」に改める。

第十三条第一項中「定時制課程又は通信制課程」を「高等学校定時制課程又は高等学校通信制課程」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「打ち切り」を「打ち切り」に改め、同条第四項中「前項第二号」を「第二項第二号」に改める。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「高等学校の定時制課程又は通信制課程」を「高等学校定時制課程又は高等学校通信制課程」に改める。

第十五条中「高等学校の定時制課程又は通信制課程」を「高等学校定時制課程又は高等学校通信制課程」に改める。

第十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第六号中「定時制課程」を「高等学校定時制課程」に改める。

附 則

この教育委員会告示は、公布の日から施行する。